

質問回答

| NO. | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|
| 1 | 仕様書3（1）～（3）の業務内容に係る質問 分析手法について、既存の国交省や内閣府が出している関連ガイドラインとの整合性はどの程度考慮する必要があるか。むしろ環境省としての独自性を出した方が望ましいのか。 | 本業務において行う分析手法そのものは、企業における気候変動の物理的リスク（洪水以外）の分析に係るものであるため、これまでに国等から公表されているガイド等では扱われてこなかったものと認識しています。一方で、リスク分析や適応策の検討においては、これまで実施されてきた取組に関係することも多いことから、対象分野に係る関係府省庁のガイドライン等との整合を図るとともに、関係省庁と意見交換等を行いながら検討を進めていく必要があります。 |
| 2 | 仕様書3（3）の業務内容に係る質問 対象分野は、何を意味しているか。（慢性リスクまたは「温度上昇」等のリスクの種類か、業種又は他か。） | 食料生産（農林水産業）や、労働生産性・熱中症、海面上昇（高潮など）等を想定しております。 |
| 3 | 仕様書3（3）の業務内容に係る質問 業務範囲はツールの設計までで開発は含まれていないという理解か。また、“設計”の具体性は、ワイヤーフレームレベルのもので良いのか、より具体的なデザインが入ったものが必要か。 | 本年度はツールの設計までとし、ツールの開発は含まれておりません。また、ワイヤーフレームレベルで問題ございません。 |
| 4 | 仕様書3（4）の業務内容に係る質問 検討会運営の諸経費(会場借料など)の上限の規定／ガイドラインはあるのでしょうか。 | 上限規定やガイドラインはございません。 |